

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成29年7月9日 06時00分ごろ
発生場所	岩手県宮古市閉伊 ^ひ 碕北方沖 閉伊 ^ひ 碕灯台から真方位000° 2,600m付近 （概位 北緯39°40.7′ 東経142°01.5′）
インシデントの概要	漁船 ^ひ 秀丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 秀丸、3.34トン
船舶番号、船舶所有者等	IT3-43726（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漁場を移動する目的で航行中、主機から異音がして煙突から白煙が上がった。</p> <p>船長は、主機を停止した後、機関修理業者に連絡し、助言を受けて主機を再度始動させたものの、状況が変わらなかったため、運航不能と判断して主機を再び停止し、家族を通じて海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇の警戒のもと、僚船に^い航されて宮古市宮古港に着岸した。</p> <p>本船は、着岸後、機関修理業者による開放点検の結果、水が燃料系統に混入して燃料フィルタにたまっていることが判明した。</p> <p>船長は、数年間、燃料フィルタの清掃及びドレン抜きを行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、閉伊^ひ碕北方沖を航行中、水が燃料系統に混入したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、燃料フィルタに水がたまっていたことから、結露等により発生した水が燃料系統に混入した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、閉伊 ^ひ 碕北方沖を航行中、水が燃料系統に混入したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したも

	のと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・燃料系統には、結露等により水分が混入することがあるので、定期的にドレン抜きを行うとともに、燃料タンクや燃料フィルタの清掃等を行うこと。